

# 認定職業訓練実施奨励金の 支給申請について

認定職業訓練実施奨励金は次の3種類からなります。

- 認定職業訓練実施基本奨励金(以下「基本奨励金」とします。)
- 認定職業訓練実施付加奨励金(以下「付加奨励金」とします。)
- 訓練施設内保育実施奨励金(以下「保育奨励金」とします。)

- 1 認定職業訓練実施奨励金の支給対象について P1
- 2 基本奨励金・保育奨励金…… P2
- 3 付加奨励金 …… P5
- 4 申請書の提出・お問い合わせ …… P7

平成29年4月

北海道労働局

## 1 認定職業訓練実施奨励金の支給対象について

- 認定職業訓練実施奨励金は、厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関のうち、支給要件を満たす訓練実施施設に支給します。
- 訓練実施機関の行う求職者支援訓練が「基礎コース」の場合は基本奨励金、「実践コース」の場合は基本奨励金と付加奨励金の支給を申請できます。
- 訓練施設内保育実施奨励金は、求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関のうち、受講生が小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ就業することを容易にするための施設として認められる保育施設を運営する事業を自ら行い、又は他者に委託して行った訓練実施施設で支給要件に基づき支給します。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、奨励金の全部又は一部を支給しません。

- 労働保険の納付の状況が著しく不適切であったり、過去の偽りその他不正の行為により認定職業訓練実施奨励金の支給を受けた(又は受けようとした)ことがある場合
- 過去3年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法第62条に基づく雇用安定事業又は雇用保険法第63条に基づく能力開発事業として給付される各種助成金、給付金、奨励金を受けた(又は受けようとした)ことがある場合
- 求職者支援訓練と同一の事業に関して、国から委託費等を受けている(又は受ける予定である)場合
- 求職者支援訓練を適切に行ったとは認められない場合
- 上記のほか、認定職業訓練実施奨励金を不支給とするに足る不正が確認された場合

### ※注意※

不正受給であることが判明した場合、不正に係る奨励金については不支給又は支給の取消とするとともに、既に奨励金を支払っている場合は、奨励金の返還となります。

さらに、詐欺、脅迫、贈賄等の刑法に触れる行為があった場合は、刑事告発をすることがあります。

## 2 基本奨励金・保育奨励金

### 支給要件

求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関に支給します。

### 支給額

#### (1) 支給単位期間(基礎コース、実践コース、保育奨励金共通)

- ① 支給単位期間とは、訓練開始日を起算日として1か月毎に区切った期間を指し、受講者の職業訓練受講給付金の支給単位期間と同様の考え方です。(参考:北海道労働局ホームページ「職業訓練受講給付金支給申請書への受講証明について」4「支給単位期間の詳細」参照)
- ② 受講者とは、支給対象期間(下記「支給時期」(1)参照)における出席率が、**80%以上(支給対象期間中に中途退校した受講者については中途退校日までの通算出席率80%以上の者)の者をいいます。**

ただし、支給対象期間において出席率が80%未満の受講者についても、出席率が80%以上の支給単位期間があれば、その期間について受講者として取り扱います。

#### (2) 基礎コースに係る基本奨励金

- ① 受講者(上記(1)②に該当する者)1名あたり、1支給単位期間(上記(1)①)につき60,000円が支給されます。
- ② 訓練の最終月、又は中途退校等により、支給単位期間が歴日数28日未満である場合は、受講者1名につき訓練実施日数に3,000円を乗じた額が支給されます。(60,000円を上限とします。)  
※支給単位期間が歴日数28日以上である場合は、①と同様に取扱います。

#### (3) 建設人材育成コースに係る基本奨励金(基礎コース)

- ① 受講者(上記(1)②に該当する者)1名あたり、1支給単位期間(上記(1)①)につき100,000円が支給されます。
- ② 訓練の最終月、又は中途退校等により、支給単位期間が歴日数28日未満である場合は、受講者1名につき訓練実施日数に5,000円を乗じた額が支給されます。(100,000円を上限とします。)  
※支給単位期間が歴日数28日以上である場合は、①と同様に取扱います。

#### (4)実践コースに係る基本奨励金

- ① 受講者(上記(1)②に該当する者)1名あたり、1支給単位期間(上記(1)①)につき50,000円が支給されます。
- ② 訓練の最終月、又は中途退校等により、支給単位期間が歴日数28日未満である場合は、受講者1名につき訓練実施日数に2,500円を乗じた額が支給されます。(50,000円を上限とします。)  
※支給単位期間が歴日数28日以上である場合は、①と同様に取扱います。

#### (5)保育奨励金

- ① 受講生(上記(1)②に該当する者)が養育する小学校就学の始期に達するまでの子1名あたり、1支給単位期間(上記(1)①)中の保育を行う事業に要した経費の額(限度66,000円)が支給されます。

### 支給時期

#### (1)支給申請の方法及び支給対象期間

3か月を超える訓練の基本奨励金は、訓練実施機関の希望により、次の2通りの申請方法を選択することができ、支給対象として申請するそれぞれの期間を「支給対象期間」と言います。

なお、訓練期間が3か月の場合は、②の取扱いとなります。

- ① 第1回目の申請として、訓練開始日から満3か月目までの支給申請を行い、第2回目の申請として4か月の初日から訓練終了日までの支給申請を行う方法。(以下、「分割申請」と言います。)
- ② 訓練開始日から訓練終了日までを1回で支給申請する方法。(以下、「一括申請」と言います。)

※ 上記の申請方法の選択によって、出席率の算出基礎となるべき支給対象期間が相違することにご注意ください。

#### (2)支給申請期間

- ① 分割申請の第1回目は、訓練開始日から満3か月目の翌日から1か月以内。  
(満3か月目が7月20日の場合→7月21日から8月20日まで)
- ② 分割申請の第2回目、及び一括申請の場合は、訓練終了日の翌日から1か月以内。  
(終了日が7月31日の場合→8月1日から8月31日まで)

### (3)提出書類及び添付書類

- ①認定職業訓練実施基本奨励金(保育奨励金)支給申請書(様式 A-31)
- ②受講者出欠報告書 総括票(様式 A-32)
- ③受講者出欠報告書 内訳票(様式 A-32・別添)
- ④実施機関で保管している出席簿(様式 A-20)の写し
- ⑤求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書の写し
- ⑥訓練カリキュラム(認定様式第5号)
- ⑦保育の実施に要した経費に係る契約書・領収書等の他、経費の内訳がわかる書類の写し  
なお、経費の内訳がわかる書類が無い場合には【保育奨励金の支給申請に係る提出書類の内訳】を支給対象期間分全てについて作成し提出していただきます。  
様式は北海道労働局ホームページよりダウンロードすることができます。
- ⑧保育提供機関としての要件(基準)を満たしていることを確認できる書類の写し
- ⑨求職者支援訓練受講期間中に係る託児サービス利用申込書(様式 A-50)の写し

※①～③の様式ダウンロードについては、北海道労働局ホームページよりご案内しております。

※②～④については、支給申請を行う支給対象期間を確認できるものを提出してください。

※⑥については、認定以降に変更されている場合は最新のものを提出してください。

※⑦・⑧・⑨については、保育奨励金を申請する場合のみ必要です。

### 3 付加奨励金

#### 支給要件

実践コースを実施して基本奨励金を受給し、求職者支援訓練の修了者などの就職実績が一定水準以上である訓練実施機関に支給します。

#### 支給額

##### (1) 留意事項

- ① 下記(2)、(3)における支給単位期間は、訓練開始日を起算日として1か月毎に区切った期間を指し、基本奨励金の支給単位期間と同様の考え方です。
- ② 対象者は訓練修了者及び就職を理由として中途退校した者とします。  
訓練を終了したものの修了しなかった者、及び就職以外を理由として中途退校した者は、その後の就職の状況の如何に関わらず対象者とはなりません。

##### (2) 就職率が35%以上60%未満の場合

- ① 修了者(上記(1)②に該当する者)1名あたり、1支給単位期間(上記(1)①)につき10,000円が支給されます。
- ② 訓練の最終月が、支給単位期間が歴日数28日未満である場合は、修了者(上記①に同じ)1名につき訓練実施日数に500円を乗じた額が支給されます。(10,000円を上限とします。)  
※支給単位期間が歴日数28日以上である場合は、①と同様に取扱います。

##### (3) 就職率が60%以上の場合

- ① 修了者(上記(1)②に該当する者)1名あたり、1支給単位期間(上記(1)①)につき20,000円が支給されます。
- ② 訓練の最終月が、支給単位期間が歴日数28日未満である場合は、修了者(上記①に同じ)1名につき訓練実施日数に1,000円を乗じた額が支給されます。(20,000円を上限とします。)  
※支給単位期間が歴日数28日以上である場合は、①と同様に取扱います。

## 就職率

次の算出式により算出します。

①訓練修了者のうち就職した者+②就職を理由として中途退校した者

---

訓練修了者+就職を理由として中途退校した者

上記算出式における分子の「①訓練修了者のうち就職した者」及び「②就職を理由として中途退校した者」とは、①については訓練終了後において、②については当該退校後において就職（自営開始）した者であって、次のいずれにも該当する者をいいます。

また、平成28年4月1日開講コースからは訓練終了日において65歳以上の者の数は分母及び分子から除きます。

なお、訓練を終了したが修了しなかった者、就職以外を理由として中途退校した者は、その就職状況の如何に関わらず算定対象とはなりません。

- 終了した日から起算して3カ月を経過する日までの間に就職（自営開始）し、当該期間において雇用保険一般被保険者となった者又は雇用保険適用事業主となった者

例：4月20日が訓練終了日の場合

→修了後又は就職による退校後、7月19日までの間に

4月30日が訓練終了日の場合

→修了後又は就職による退校後、7月29日までの間に

5月31日が訓練終了日の場合

→修了後又は就職による退校後、8月30日までの間に

- 終了した日から起算して4カ月を経過する日までの間に、実施機関が「認定職業訓練に係る就職状況報告書」（様式A-15）により機構支部に届け出た者

### 【重要】

付加奨励金の支給額の算出にあたっては、訓練が終了した日から起算して3カ月を経過する日までの間に、雇用保険一般被保険者となっている（なっていた）、又は雇用保険適用事業主となっている（なっていた）ことを、労働局が行う加入状況等の調査により確認できた者の数により計算した就職率により算出します。

この調査により加入等が確認できない者（受講者の就職した事業所等が手続きを行っていない場合を含む）の数は、除外して就職率を算出し支給額を算定することとなりますが、調査の結果、加入が確認できない者がある場合は、定められた期間経過後、再調査することがあるため、支給処理等が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、P6（1）の※に記述した、「申請内容の修正」についてご承知願います。

## 支給時期

### (1) 支給申請期間

訓練終了日の翌日から起算して4カ月を経過する日まで。

- 例：4月20日が訓練終了日の場合→8月20日まで  
4月30日が訓練終了日の場合→8月31日まで  
5月31日が訓練終了日の場合→9月30日まで

※ 付加奨励金支給申請書を提出した後、訓練終了日から起算して4カ月を経過する日までに、就職した者の「就職状況報告書」（様式A-14）の追加回収（機構支部への届出を含む）があったことにより申請内容に修正が生じた場合は、申請期間内である場合に限り修正が認められます。

なお、修正可能期間である申請期間内は、支給処理等を保留することがあることをあらかじめご了承ください。

- 例：4月20日が訓練終了日の場合→終了日から4カ月を経過する日＝8月19日までに追加回収があったもの→申請期限8月20日まで修正可能  
4月30日が訓練終了日の場合→終了日から4カ月を経過する日＝8月29日までに追加回収があったもの→申請期限8月31日まで修正可能  
5月31日が訓練終了日の場合→終了日から4カ月を経過する日＝9月29日までに追加回収があったもの→申請期限9月30日まで修正可能

### (2) 提出書類及び添付書類

- ①認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書（様式A-33）
- ②認定職業訓練就職者名簿（様式A-34）
- ③求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書の写し
- ④基本奨励金支給決定通知書の写し
- ⑤修了者等が訓練実施機関に提出した就職状況報告書（様式A-14）の写し
- ⑥訓練終了後に機構支部に提出した認定職業訓練に係る就職状況報告書（様式A-15）の写し

※①②の様式ダウンロードについては、北海道労働局ホームページよりご案内しております。

※④については、分割申請をしている場合は全ての写しが必要です。



## 4 申請書の提出・お問い合わせ

### 申請書の提出方法

郵送、又は持参による申請が可能です。

いずれの申請においても、**支給申請期間の末日(申請期限)必着**であり、**申請期限を過ぎて到着(申請)のあったものは受理できません**のでご注意ください。

なお、事故等防止の観点から、郵送による申請の場合は簡易書留等の利用をお勧めします。

また、大変恐縮ですが、事務室の狭隘と、お待ちいただく時間を軽減するため、当室への**持参による申請は予約優先**とさせていただきますのでご理解をお願いします。

**※予約申込み:【訓練室直通電話】011-738-5253**

**※予約申込み受付時間:閉庁日を除く平日8:30~17:15**

**※窓口予約可能時間:9:00~11:30、13:30~16:30**

### 支給申請書提出先・お問い合わせ等連絡先

北海道労働局 職業安定部 **訓練室** (平成 29 年 4 月より名称変更)

〒060-8566

北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号 札幌第一合同庁舎 3 階

電話 011-738-5253(直通) FAX 011-738-5254

(受付時間 閉庁日を除く平日 8:30~17:15)

※厚生労働省ホームページ(認定職業訓練実施奨励金について)

→[http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha\\_shien/shoureikin.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha_shien/shoureikin.html)

※北海道労働局ホームページ(「求職者支援制度」バナーからご覧ください)

→<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>